



# NEWS RELEASE

2015年5月28日

## 社員向け介護支援策の拡充 ～仕事と介護の両立サポート～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、多様な人材が持つそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、社員の働きやすい環境を整備するため、社員向けの介護支援策を拡充します。

高齢化社会の環境下で、家族の介護に直面する社員数の増加が見込まれる中、社員の仕事と介護の両立をサポートし、また介護離職を防止することを目的に、2015年7月から介護休業制度・介護短時間勤務制度の拡大を行います。

### 1. 介護休業・介護短時間勤務制度の拡大

#### （1）介護休業の取得回数拡大

損保ジャパン日本興亜の介護休業制度における取得回数は、育児・介護休業法に則り、介護を要する対象家族1人につき原則1回までとじていましたが、今後は対象家族の健康状態が悪化した場合などに対応できるよう、3回までの取得を可能とします。

※対象家族とは、「①実・養・義父母、配偶者、実養子」「②同居・扶養の祖父母、兄弟姉妹、孫」をさします。

#### （2）介護休業・介護短時間勤務の取得期間拡大

現行制度では、介護休業および介護短時間勤務の取得期間を、合算して1年間（法定は93日間）までとじていましたが、今後は介護休業と介護短時間勤務をそれぞれ1年間、最大で合算して2年間の取得を可能とします。

### 2. 介護支援策としての「在宅勤務制度」の上限日数撤廃と「シフト勤務制度」の拡充

介護休業制度・介護短時間勤務制度・介護シフト勤務制度は、常時介護を必要とする家族がいる場合にのみ利用可能であるため、それに至らない場合であっても、各社員の置かれた状況に応じて働き方の選択ができるよう、2015年度から在宅勤務ができる日数の上限（月4日）を撤廃し、また始業時間を午前7時から午後1時までの間の9パターンの中から個人が1日単位で選択できる新たなシフト勤務制度を導入しました。

### 3. 「仕事と介護の両立支援セミナー」の実施

損保ジャパン日本興亜では、2015年2月以降、仕事と介護の両立の観点から、将来自分が介護を行う可能性を認識してキャリア形成を考えることを目的とした「仕事と介護の両立支援セミナー」を開催しています。今年度は、介護が必要となった場合の諸手続きなど、より実務的な内容に刷新し開催します。

介護の問題を抱える社員や抱える可能性のある社員に加え、その管理職もセミナーの参加対象者とすることにより、社員が仕事と介護の両立を前提としたキャリア形成を図るとともに、その社員の活躍を管理職が後押しする体制を目指します。

#### 4. 介護施設・介護サービスの情報提供

損保ジャパン日本興亜では、社員向けの福利厚生制度として、株式会社イーウェルが提供する福利厚生パッケージサービス「WELBOX」を採用しています。「WELBOX」のサービスを通じて、約130の介護サービスおよび全国約2,700の介護施設を特別価格で利用することが可能であり、介護相談（無料）のサービスも受けることができます。

今後、社員向けの専用サイトを新設し、より利用しやすい環境を整えることを検討しています。

#### 5. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も、介護支援策の拡充を通じて、優秀な人材の介護離職を防ぎ、多様な人材がそれぞれの持つ能力を最大限に発揮できるよう、仕事と介護の両立をサポートしていきます。

以上



**SOMPO**  
ホールディングス

SOMPOホールディングスは損保ジャパン日本興亜ホールディングスおよびグループの略称です。

## 【介護休業制度・介護短時間勤務制度・介護シフト勤務制度の概要】

介護休業制度	2週間以上にわたって常時介護を必要とする対象家族を有する社員が、介護のために休業できる制度。
介護短時間勤務制度	対象家族を介護している社員が、介護のために就業時間を短縮できる制度。(以下の11パターンから選択) ①8:00～15:00                      ②8:30～15:30 ③9:00～16:00                      ④9:00～15:00 ⑤9:30～15:30                      ⑥9:30～16:30 ⑦10:00～15:00                      ⑧10:00～16:00 ⑨10:00～17:00                      ⑩13:00～18:00 ⑪13:00～17:00
介護シフト勤務制度	対象家族を介護している社員が、介護のために就業時間を選択できる制度(以下の5パターンから選択)。 ①8:00～16:00                      ②8:30～16:30 ③9:00～17:00                      ④9:30～17:30 ⑤10:30～18:00

## 【拡充内容①：介護休業制度・介護短時間勤務制度】

	改定前	改定後(2015年7月)
回数	介護休業：対象家族1人につき1回	介護休業：対象家族1人につき3回
期間	介護休業・介護短時間勤務を合算して1年間	介護休業・介護短時間勤務をそれぞれ1年間、最大で合算して2年間

## 【拡充内容②：シフト勤務制度の拡充】

対象家族が常時介護状態でなくとも利用可能な制度

改定前	改定後(2015年4月)
・9:00～17:00	①7:00～15:00 ②8:00～16:00 ③8:30～16:30 ④9:00～17:00 ⑤9:30～17:30 ⑥10:00～18:00 ⑦11:00～19:00 ⑧12:00～20:00 ⑨13:00～21:00